

「仙台大学紀要」投稿規程

(投稿資格)

第1条 仙台大学紀要に投稿することができる
のは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仙台大学専任教職員。
- (2) 紀要編集委員会の認めた者。

(原稿の種類)

第2条 原稿の種類は、次の各号に掲げるもの
とする。

(1) 論 説

その長短にかかわらず、オリジナルな
研究成果をまとめたもの。

(2) 研究ノート

研究の中間報告・予報を行ない、批判
を得ようとするもの。または新しい
事実・方法等を報告するもの。若しくは、
その分野に関する研究成果を総合
的にまとめたもの。

(3) 書 評

内外の関係図書について批評を行なう
もの。（出版刊行物の単なる紹介は含
まない）

(投稿編数)

第3条 投稿編数は、単独投稿又は共同研究第
1執筆者、いずれか1編とする。

- (2) 前項のほか、共同研究連名者（第1執筆
者以外の者をいう。以下同じ）の場合は、
更に1編までとする。
- (3) 共同研究連名者のみの場合は、2編まで
とする。

(執筆規準)

第4条 執筆にあたっては、次の各号に定める
ところによる。

(1) 原稿用紙

400字詰横書き用紙（A4）とする。

(2) 原稿の長さ

原則として図表等を含め、前号用紙50
枚以内とする。

(3) 欧文要旨

第2条第1号及び第2号に属する原
稿には、本文に欧文要旨を添える。要
旨の長さは1,000語以内とし邦訳を付
すものとする。

(4) 脚注・引用文献の表示

本文中の記述に関して注記を付する場
合は、本文中の関連ある語句または、
文章の終りの右肩に1), 2), 3), ……
の番号を付し、本文末尾に一括して記
載するものとする。

引用（参考）文献についても同様とす
る。

ただし、文献の表示は各分野の表示
様式による。

(5) 図表等の原稿

本文原稿と別個のシートを用いて作
成するものとする。図及び表は本文中
にそれらの挿入箇所を指定するものと
する。また、図の原稿は印刷される大
きさよりも1.5～2.0倍に作成するもの
とし、黒色インク又はボールペンにて
鮮明に製図するものとする。写真は鮮
明なものに限る。

(6) 欧文原稿の場合

原稿はA4版タイプ用紙にダブルス
ペースで図表を含め30枚程度（1ペー
ジは、65 strokes×25 lines）。

(校 正)

第5条 原則として著者校正とするが、再校以
後は編集委員会において行なうことがあ
る。

(別 刷)

第6条 必要部数を原稿本文1頁上欄に朱書す

るものとする。別刷代は30部までは無料とし、それを越える部数については著者負担とする。

(投稿期限及び原稿提出先)

第7条 投稿期限は、毎年10月31日とする。

(2) 原稿提出先は図書館事務室とする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行なう。

附 則

この規程は、昭和53年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年7月4日から施行する。